

# 前橋市地域クラブ NPO<sup>イーパワーズ</sup>e-Powersバドミントンクラブ 活動規約

(2002年10月1日設立)

(2020年3月19日規約施行)

## 1. 【目 的】

当クラブは、前橋市立元総社中学校学区居住者を中心とした、前橋市及び周辺市町村の子どもたちに対し、バドミントンを核としたスポーツ振興や普及啓発と、スポーツを通じた世代間交流及び健康増進の事業及び青少年の健全育成を図る事業を行い、豊かでゆとりある社会環境創りに寄与することを目的とする。また、前橋市「適切な部活動の運営に関する方針」の趣旨を理解し、ただ単に勝利だけを目的とするのではなく、スポーツのもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じてスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

## 2. 【名 称】

当クラブは、「前橋市地域クラブ NPO<sup>イーパワーズ</sup>e-Powersバドミントンクラブ (略称：e-PowersBC)」と称する。

## 3. 【クラブ員】

当クラブは、バドミントン競技を希望する小中学生と、その保護者及び指導・運営にあたる成人等で構成する。

- (2) 当クラブへの入会は、入会者本人とその保護者の連名による、申込書の提出をもって行う。
- (3) クラブを退く場合は、退会を希望する2ヶ月前までに退会届を提出する。

## 4. 【役 員】

当クラブには、保護者と指導にあたる成人等の中から次の役員を選任する。

- ・代表者・・・クラブを代表する責任者
- ・指導者・・・技術指導をはじめ練習計画の作成など、活動の全体指導を行う
- ・保護者会長・・・活動場所や大会などの調整、運営協力、連絡発信等、諸業務を行う
- ・会計・・・クラブ活動に必要な会費の徴収や使用料の支払等会計業務を行う
- ・監事・・・適正な会計処理がされていることを定期的に確認するとともに、クラブ活動全般に対し、コンプライアンス違反がされていないことを確認する。

必要により、各役職に補佐を配置し、他役員と兼任できる。ただし、監事は代表・副代表、会計を兼ねることはできない。代表役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

## 5. 【総 会】

総会はクラブ員全員の参加を原則とする。毎年4月に総会を行う。総会では以下の内容について承認・決定する。

- ・代表者、監督、コーチ、保護者会等の役員の選任・承認及び補佐の選任・承認
- ・活動報告及び会計報告
- ・活動計画及び予算案
- ・その他審議事項

## 6. 【活動場所】

当クラブの活動拠点は「前橋市立元総社中学校（体育館）」とする。

## 7. 【活動日時】

当クラブの活動は、学校部活動禁止日、および、元総社中学校バドミントン部活動が無い「休日（土日祝）」の3時間とし、9時00分から12時00分までを基本とするが、前橋市立元総社中学校（体育館）を使用する地域行事や他競技団体活動に配慮した時間帯とする。

(2) 平日については、前橋市立元総社中学校バドミントン部活動が、地域クラブ活動に移行した段階で学校側と協議し、別途定める。

## 8. 【会 費】

当クラブの会費は、休日1回活動あたりひとり500円とし、活動当日開始前に会計が徴収する。平日については、7（2）と同様に、別途定める。

(2) 大会・練習試合・講習会等、また、遠征となる場合の費用は、必要により別途徴収する。

## 9. 【傷害保険】

当クラブの活動に携わる全員が「スポーツ安全保険」または、それと同水準の補償内容である傷害保険に加入する。保険料・手続きは、個人負担とする。

## 10. 【研 修】

クラブの代表者・監督・コーチ及び保護者は、年間最低1回は自治体や協会、スポーツ少年団等が主催する指導者研修や自分たちで企画した研修会を受講し、暴力、暴言やハラスメントの防止、事故防止、救命救急等に対する知識・理解を高める。

## 11. 【その他】

本規約に記載されていないことについては、クラブ代表者が総会に諮って決定する。